



令和5年度

茨城県職員（職業訓練指導員（情報系））採用選考案内

令和5年8月22日
茨城県人事委員会
茨城県総務部人事課

職業訓練指導員（情報系）を採用するための茨城県職員採用選考（大学卒業程度）を次のとおり行います。

- 選考日 令和5年10月7日（土）
- 受付期間 令和5年8月22日（火）9時～9月27日（水）17時
- 申込方法 インターネット申込み

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	採用時の勤務場所及び主な職務内容
職業訓練指導員 （情報系）	1名程度	県立産業技術短期大学校で、職業訓練の指導等の業務に従事します。

※1 採用予定人員については、変更になる場合があります。

※2 「採用時の勤務場所及び主な職務内容」については、採用時の予定です。その後の人事異動により、上記勤務場所以外での業務に従事していただく場合があります。

2 受験資格

次のいずれにも該当する人が受験できます。

- (1) 平成元年（1989年）4月2日以降に生まれた人
- (2) 次のア～イのうち、いずれかに該当する人

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。大学院及び職業能力開発促進法に基づく大学校を含む。以下同じ。）において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士若しくは修士の学位を取得している等、茨城県立産業技術短期大学校の指導員に関する条件（別紙参照）に該当する人

イ 学校教育法に基づく大学において、電気・電子系、情報系、機械系のいずれかを専攻し、博士若しくは修士の学位を令和6年（2024年）3月31日までに取得見込みの人

注）上記の受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 選考の日時及び会場

日 時	会 場
令和5年10月7日（土） ・ 開 場 8：30頃 ・ 説明開始 8：50 ・ 教養考査 9：00～11：00 ・ 適性検査 11：10～12：00 ・ 論文考査※ 12：50～13：50 ・ 口述考査※ 14：00～	茨城県庁（水戸市笠原町978番6）

※ 教養考査の成績が一定基準以上の人のみ論文考査及び口述考査を実施します（適性検査終了後に結果を発表します）。

※ 終了時刻は口述考査の終了時刻により異なります。

※ 原則として、指定された試験場及び日時の変更はできません。ただし、新型コロナウイルス感染症等への罹患など、やむを得ない事情があると認められる場合には、追加選考を実施します（手続等の詳細は、後日お知らせします）。

※ 今後、日程や会場に変更がありましたら、受験申込者に電子メールでお知らせするとともに、茨城県ホームページ「茨城県職採用案内」に掲載しますので選考前に必ず確認してください。

4 選考の方法及び内容

項 目	方 法	内 容
教養考査	択一式 （2時間）	公務員として必要な一般的知識及び知能等について、大学で履修した程度の問題を出題します。
論文考査	記述式 （1時間）	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。
口述考査	個別面接	主として人物についての評定を行います。
適性検査		通常の職務遂行に必要な適性の有無等について検査します。
資格調査		受験資格の有無等について調査します。

5 受験申込手続

必ずインターネットによる方法で申し込んでください。インターネットによる方法で申込みができない方は、9月20日（水）までに茨城県人事委員会事務局にお問い合わせください。

申込方法	- 必ず、茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」（下記(1)）で申込方法及び注意点を確認した上で、いばらき電子申請・届出サービス（下記(2)）よりお申し込みください。 (1) 申込方法及び注意点の確認＜茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」＞ https://www.pref.ibaraki.jp/jinjijin/saiyojyoho.html (2) 申込先 ＜いばらき電子申請・届出サービス＞ https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/ ※ スマートフォンからの申込みも可能です。 ※ システムメンテナンスのため利用できない期間がある場合がありますので、ご注意ください。
------	--

注意点	・ パソコンの環境等により利用できない場合があります。詳しくは上記(1)で確認してください。なお、使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 ・ 申込みが完了すると、整理番号とパスワードが画面に表示されます。整理番号とパスワードは、申込状況の確認や受験票の作成を行う際に必要となりますので、必ず控えておいてください。
受付期間	令和5年8月22日（火）9時～令和5年9月27日（水）17時 ※ 受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。
受験票の作成	・ 受験票は、申込受理後に上記(2)上にアップロードします。予定日は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロード及び印刷（A4サイズ縦）し、写真欄に所定の写真を貼り付けたものを選考当日に持参してください。 ・ 受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

6 選考当日に持参するもの

①受験票（写真を貼付したもの） ②住民票記載事項証明書（県所定の様式）※ ③HBの鉛筆又はシャープペンシル ④消しゴム ⑤鉛筆削り ⑥飲物及び昼食 ⑦最終学校の卒業証明書及び成績証明書（在学中の人にあつては、卒業見込証明書及び成績証明書）

※ 住民票記載事項証明書は、茨城県人事委員会事務局のホームページからダウンロードおよび印刷（A4サイズ縦）し、様式裏面の注意事項をよく読んだ上で、所要事項を記入し、市区町村で証明を受けたものを提出してください。

7 合格者の発表

期 日	方 法
令和5年10月31日（火） 13時（予定）	茨城県ホームページ「茨城県職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者のみに、いばらき電子申請・届出サービスページ上で通知します。 ※ 不合格者への通知は行いません。

8 選考結果の情報提供

この採用選考の結果については、口頭により情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、選考時に交付する受験票控及び本人確認ができる証明書（運転免許証、学生証等）を持参してください。

なお、電話、はがき等による情報提供はできません。

情報提供を求めることができる人※	提供内容	提供できる期間	提供場所
受験者全員	各考査の得点及び総合得点 適性検査の適否 総合順位	最終合格発表日から 1か月間	茨城県庁 23階 人事委員会事務局 (8:30～17:15) ※土日祝日を除く

※ 情報提供を申し出ることができるのは、本人のみです。代理人による請求はできません。

9 採用予定年月日

令和6年4月1日以降を予定しています。

※ 採用は原則として令和6年4月1日以降ですが、場合によってはそれ以前に採用されることがあります。

※ この選考に合格しても、受験資格に該当しないこととなった場合（博士又は修士の学位を取得しない人、茨城県立産業技術短期大学校の指導員に関する条件（別紙参照）に該当しない人等）は採用されません。

10 給与等

(1) 給与は、職員の給与に関する条例、規則により支給されます。例えば、大学院又は大学を卒業後、直ちに採用された場合の給与月額（令和5年4月1日現在。地域手当6%を含む。）は、以下のとおりです。

216,452円（大学院（修士）卒）

- ・ 上記金額は、資格を所持し、又は学歴区分に属する学校を卒業した場合の額で、職務経歴等がある場合は、所定の額が加算されます。
- ・ このほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当、特殊勤務手当（月額1,300円）等が支給されます。
- ・ これらの額は、条例改正等によって変更されることがあります。

(2) 勤務は、原則として週5日（完全週休2日制）で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分です。

(3) 年次有給休暇は、1年につき20日間（ただし、4月採用の場合は、採用年のみ15日）で、年休の残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます（年間最大40日）。

また、5日間の夏季休暇があります。このほか、育児休業、特別休暇（結婚、忌引等）があります。

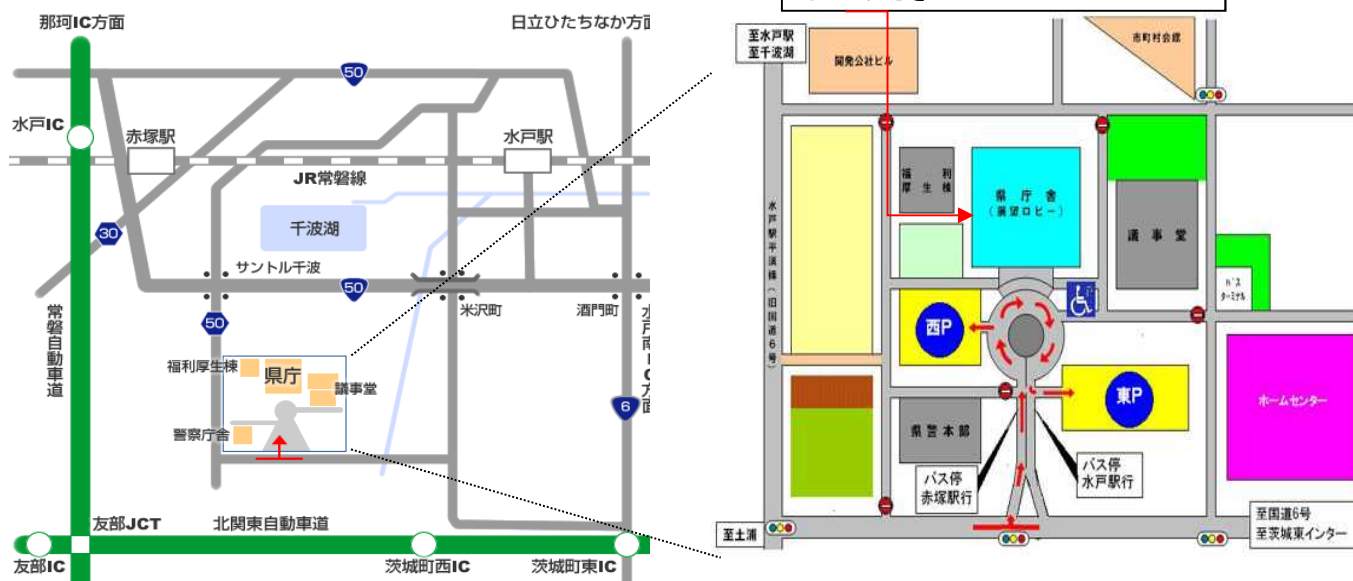
11 その他

(1) 問い合わせ先等

選考に関すること	職務内容及び受験資格に関すること
茨城県人事委員会事務局 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 電話 029-301-5549 FAX 029-301-5559 E-mail saiyoushiken@pref.ibaraki.lg.jp  茨城県ホームページ 「茨城県職員採用案内」	茨城県総務部人事課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県庁内 電話 029-301-2278 FAX 029-301-2289 E-mail jinji-jinji@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 選考会場

茨城県庁（水戸市笠原町978番6）



- ▶ 駐車場を利用する場合は、県庁舎来客用駐車場をご利用ください
- ▶ 当日は閉庁日のため、正面入口は利用できません。建物西側通用口前（建物の外）でお待ちください。入場は午前8時30分頃になります。入場の際は、係員（腕に「茨城県人事委員会事務局」の黄色の腕章をつけています。）が案内しますので申し出てください。
- ▶ 県庁舎及び敷地内は禁煙です。
- ▶ 選考会場のゴミ箱は利用できません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ▶ 選考当日に車椅子を使用するなど、受験に際して要望のある人は、あらかじめ茨城県人事委員会事務局にご連絡ください。

○ 茨城県立産業技術短期大学の指導員に関する条件

別紙

- (1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。)第 36 条の 5 に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者
- (2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。)を有する者若しくは規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者
- (3) 学校教育法第1条に規定する大学又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校若しくは法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (4) 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- (5) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (6) 大学等において、3年以上助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- (7) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績がある者
- (8) 3年以上教育訓練に関する指導の経験を有する者
- (9) 10年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者又は改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練を修了した者(あつては、5年以上)の実務の経験を有する者
- (10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 61 号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「旧令」という。)第 36 条の 5 に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧令第 36 条の 6 の 2 第 2 号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。))に係るものに限る。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了している者(短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。))の指導員養成訓練を修了している者(あつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校の長(以下「職業能力開発総合大学校の長」という。))が認めるものに限る。)
- (11) 旧令第 36 条の 5 に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了している者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程(あつては、法第 30 条第 1 項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧令第 36 条の 6 の 2 第 1 号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。))のうち 10 年以上の実務経験を有する者